



レンタカーのご利用にあたって



こちらは「駅レンタカー」営業所において「Mercedes-Benz Rent」をご利用になる際に適用されます。
※ご利用日当日の最新の約款にご了承された場合に適用となります。

1 ご利用について

(1) 【重要】保険について

① 事故等に関して保険で補償される部分について

(レンタカーが加入している自動車保険)

- 対人：1名につき無制限
- 対物：1事故につき無制限 **ただし免責金額5万円まではお客さまご負担**
- 人身傷害補償：1名につき無制限
搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含む）につき運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。
保険約款の免責条項に該当する場合には補償されません。
- 車両：1事故につき車両時価額 **ただし免責金額5万円まではお客さまご負担**

② 免責補償制度について

本プランは免責補償制度込のプランとなります。

上記の自動車保険の内容のうち、本来お客さま負担となる免責金額（最大10万円）については免除となります。

③ 保険や免責補償制度にて補償されない部分について

次の場合は保険の補償対象外となります。これらにかかる損害等が発生した場合は、全額お客さまにご負担いただきますので十分ご注意ください。

《保険や免責補償制度にて補償されない場合》

- ① 事故時に警察への届出および営業所への連絡など所定の手続が無かった場合
- ② 事故が相手方の責任によるもの
- ③ 貸渡約款に違反している場合
 - 貸渡契約の際、お申し出いただいた方以外の方が運転して起こした事故
 - 無断延長中の事故 ● 無免許運転、飲酒運転、薬物使用中の運転による事故
 - 無断で示談した場合など
- ④ 保険約款の免責事項に該当する場合
 - お客さまの所有、使用、管理する財物に与えた損害
 - タイヤの損傷（パンク、バースト、亀裂等）及びホイール破損時のタイヤ代、ホイール代、修理交換費 ● 鍵の破損・紛失
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - その他故意によって生じた損害など
- ⑤ 使用管理上の落ち度があった場合
 - 無謀運転（故意による事故など） ● 付属品の破損・紛失
 - 通常の清掃・整備で落ちない汚損・臭いがあった場合
(禁煙車両内での喫煙を含む)

- 給油時の燃料種別の間違いにより生じた損害
- 鍵をつけたまま又は施錠しないで駐車し盗難にあった場合
- タイヤチェーン・キャリアなどの取り付け・装着不備による損害
- 河川敷や林間など車両が損傷すると思われる場所での走行による損害など

(2) 万が一、事故等が発生した場合のお客さまのご負担について

本プランは NOC サポート制度込のプラン となります。

通常、事故等によって車が使用できなくなった場合、休車損害に対する補償として、損害の大小や使用不可期間の長短、自動車保険や免責補償制度の加入に関わらず、下記の金額を申し受けますが、本プランにおいては免除となります。
(ご注意) ※保険で補償されない内容など、一部ご負担が発生する場合があります。

《事故等が発生した場合、休車損害としてご負担いただく金額（NOC）》

- 事故等により損傷したが、自走のうえ予定営業所へ返却された場合
2万円
- 損傷等のため、予定営業所へ自走によって返却されなかった場合
5万円

※消費税（地方消費税含む）はかかりません。

※車両貸渡期間中はお客さまに車両の管理責任が発生します。お客さまが知らないうちに付けられた傷や飛び石についても、管理責任に基づき上記金額を申し受けます。

(3) 返却時の給油について

燃料は、営業所周辺のガソリンスタンドにて満タンに給油のうえご返却ください。レシートにて満タン給油を確認させていただきます。

※弊社では給油ノズルをしっかりと給油口の奥まで差し込んだ状態で給油を行い、給油が自動的に停止した時点を「満タン」とします。燃料の吹きこぼれは大変危険ですので、給油が自動停止した後の継ぎ足し給油は行わないでください。

満タンでのご返却ではない場合、走行キロ数に応じて営業所にて精算となります。営業所精算の場合、ガソリンスタンドで給油いただくより高額となりますのでご注意ください。

※給油されずに返却された場合は、1km走行につきハイオク40円、軽油30円で精算いたします。

(4) 利用時間・返却場所を変更される場合

出発営業所へ事前にご連絡ください。※変更できない場合があります。

- ① 時間延長の場合 : ご帰着後に所定の延長料金を申し受けます。
※無断延長の場合は当社に与えた一切の損害を賠償していただきます。
この間の事故は保険が適用になりません。
- ② 時間短縮の場合 : 払戻の有無に関しては帰着時係員にお尋ねください。払戻がある場合は所定の中途解約手数料を減じた金額を払戻いたします。
- ③ 返却場所変更の場合 : 本プランにおいては返却場所の変更は応じかねます。

(5) レンタカーが故障した場合

① 故障時の連絡先

メルセデス・ケア 24 時間ツーリングサポート・コールへ連絡してください。

なお、故障時はお客さまご自身でその後の移動手段をご手配ください。

後日、領収書と同額をご精算させていただきます。

【連絡方法】

ツーリングサポート・コールセンター (0120-650-365) へご連絡ください。

※ご出発営業所またはご帰着営業所の営業時間内であれば、併せて営業所に連絡してください。(電話番号および営業時間は、「貸渡契約書」に記載してあります)

② 事故時の連絡先

保険会社（東京海上日動火災保険株式会社）へご連絡してください。

【連絡先】 0120-119-110 ※24 時間対応

※ご出発営業所またはご帰着営業所の営業時間内であれば、併せて営業所に連絡してください。(電話番号および営業時間は、「貸渡契約書」に記載してあります)

◎ご出発の時点では、弊社による日常点検票を実施してお貸しいたしますので、ご利用 2 日目以降は、お客さまの責任で日常点検をお願いいたします。

(6) 駐車違反に関して

別紙をご確認ください。

(営業所使用欄)

免許証		クレジット	
		カード	

3 事故の際の対応について

万が一、事故にあわれた際は、以下の手順で落ち着いて対応してください。

(1) 負傷者の救護 ☆負傷者がいる場合は救護を最優先してください

《救急車 電話は **119 番**へ》

(2) 事故車両を安全な場所へ移動

☆二重事故防止のため、車両を安全な場所へ移動し、停止表示板・発煙筒などで安全確保を行ってください。

(3) 警察へ連絡

☆事故や損傷の大小に関わらず、必ず最寄の警察に事故の届け出をしてください。 《警察書 電話は **110 番**へ》

※免責補償制度やNOCサポート制度ご加入時においても、警察への届出が必要となります。

☆警察の事情聴取に際しては曖昧なことを言わず、主張すべき点はハッキリと主張してください。

(4) 相手方の確認

☆相手方の確認をして【事故対応ご連絡先カード】(出発時にお渡しします)に記入してください。

※保険会社報告時に事故の情報が必要になります。

(5) 事故状況と目撃者の確認

☆お互いの速度、停車位置、信号の状況など忘れないうちに確認し、記録しておいてください。

☆目撃者がいたら氏名や連絡先を聞き、【事故対応ご連絡先カード】メモしておいてください。

(6) 損害保険会社へのご連絡

☆損害保険会社 東京海上日動火災保険株式会社へご連絡してください。TEL: 0120-119-110

(7) ご出発営業所へのご連絡

☆ご出発営業所へご連絡ください。

☆営業時間外の場合は翌朝ご連絡ください。

☆事故を起こされた場合、レンタカー契約が解除となる場合があります。

※解除の場合、貸渡料金の払い戻しはいたしません。

その場では決して示談をはじめ責任関係に触れるような発言および念書等の交付はしないようお願いします。